2014年度　練習問題　(高橋宏司　出題)

[第１問] (配点: 30)

ともに甲国に常居所を有する甲国人であるXとYは、甲国法人Aが主催した日本への一週間のスキーツアーに参加した。北海道のスキー場での滑走初日に、両者のスキー板が接触し、Xは転倒して重傷を負った。Xは直ちに帰国して甲国で入院し、多額の治療費の支払いを余儀なくされた。そこで、Xは損害賠償を求め、Yを日本で訴えた。Xの請求に、甲国法が適用されると20万円の賠償が認められ、日本法が適用されると100万円の賠償が認められるものとする。Xは日本法が適用されるべきと主張しているが、Yは甲国法が適用されるべきと主張している。

[設問]

1. 本件訴えにつき、日本に国際裁判管轄が認められるか、「特別の事情」(民事訴訟法3条の9)の有無にも触れつつ、論ぜよ。

2. 本件訴えが適法であると仮定すると、Xにいくらの賠償が認められるか、論ぜよ。

[第２問] (配点: 70)

日本法人で、京都に所在する高級ホテルXは、甲国に居住するピアニストYが日本公演を行うに際し、Yから宿泊予約を受けた。宿泊料は、ホテルの受付において支払うことになっていた。ところが、Yは急病により来日できなくなり、本件宿泊予約は直前にキャンセルされた。Xは、Yにキャンセル料の支払いを請求したが拒絶された。この事例について、以下の設問に答えよ。なお、設問の各問いは、いずれも独立したものである。

[設問]

1. Yは、自らの京都公演のために、本件宿泊予約をした。本件宿泊予約には、準拠法や国際裁判管轄についての合意はない。

(1) Xは、Yを相手取って、キャンセル料の支払を請求して日本で訴えを提起した。Yは、日本に管轄原因がなく、仮にあるとしても「特別の事情」(民事訴訟法3条の9)により訴えは却下されるべきであると主張している。Yの主張は認められるか。

(2) Xは、Yを相手取って、キャンセル料の支払を請求して日本で訴えを提起し、Yは異議なく応訴した。Xの請求に適用される準拠法は、何国法か。

2. Yは、自らの東京公演終了後に予定していた京都観光のために、本件宿泊予約をした。本件宿泊予約で利用された約款には、日本の専属管轄条項および日本法を選択する準拠法条項が含まれている。

(1) Xは、Yを相手取って、キャンセル料の支払を請求して日本で訴えを提起した。Yは、日本に管轄原因がなく、仮にあるとしても「特別の事情」(民事訴訟法3条の9)により訴えは却下されるべきであると主張している。Yの主張は認められるか。

(2) Yは、日本公演に備え、自ら所有するお気に入りの高級ピアノを甲国から日本に搬入していたが、このピアノは一か月後には甲国に搬送されることになっている。Xは、キャンセル料支払請求権を保全するために、本件ピアノの仮差押命令を申し立てた。日本に仮差押命令を発布する国際裁判管轄権は認められるか。

(3) 本件宿泊予約は、以前にYが京都観光した際の宿泊記録にもとづいて、XがYに対して送ったメールのキャンペーン情報を見たYが甲国からXに電話を入れて締結されたものとする。Xは、Yを相手取って、キャンセル料の支払を請求して日本で訴えを提起し、Yは異議なく応訴した。本件訴えが適法であるとして、Xの請求が認められるかを論ぜよ。なお、本件請求は、日本法の下では認められるのに対し、甲国の消費者契約法には、消費者が急病によりやむなく宿泊契約をキャンセルした場合に適用のある強行法規があり、それが適用されると認められないものとする。